

有機耕地面積のFAQ

質問	回答
1 有機耕地面積の定義は何か。耕作面積か、作付面積か、農地台帳記載の面積か。	3月31日時点の有機JAS認証ほ場の面積です。耕作面積ではなく、休耕地も含まれます。
2 耕地面積報告において、ハーブティー用ハーブを栽培しているほ場は、「茶畑」に該当するか。	「普通畑」に該当します。
3 桑の葉茶の原料の桑の葉の栽培地は「茶畑」ではなく「樹園地」でよいか。	「樹園地」として報告してください。
4 田んぼで米を栽培した後、野菜を栽培する際は、面積は2倍、3倍とするのか。	2倍、3倍にはせず、主な栽培品目の区分で報告してください。
5 水田の裏作で野菜を作付けした場合、耕地面積報告の区分はどうなるのか。	「水田」として報告してください。また、輪作で、例えば、1年目米→2年目大豆→3年目野菜→4年目米のような場合も、水田としての利用に戻ってくる場合は「水田」として報告してください。
6 牧草地を一時休耕している場合は、どの区分で報告すればよいか。	一時休耕地の場合は、休耕前の耕地の区分である「牧草地」として報告してください。
7 水田だったところが耕作放棄地になり、その耕作放棄地に今後ずっと野菜を作付けしようと思う。耕地面積報告の区分はどうすればよいか。	水田としての利用に戻ることはない場合は、「普通畑」として報告してください。
8 A事業者からB事業者に移行するため3月31日時点では同一ほ場が2つの事業者で認証を受けていた場合、どちらも報告するというのでよいか。また、その場合、面積重複シートの記載が必要か。	3月31日時点ではどちらも認証されていたということなので、2事業者両方報告いただき、面積重複シートに入力してください。